

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務業務センター）	23
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	23
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	23
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	24
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	24

告 示	
北海道告示第358号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成21年 5 月12日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) P P C用紙（A 4）1 冊（500枚／冊）当たりの単価	
調達予定数量 107,000冊	
(2) P P C用紙（A 3）1 冊（500枚／冊）当たりの単価	
調達予定数量 1,440冊	
2 落札を決定した日	
平成21年 4 月23日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地	
(2) 住 所 大丸藤井株式会社	
4 落札金額	
(1) 268円	
(2) 536円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	

6 一般競争入札の公告

平成21年 3 月13日付け北海道告示第169号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石狩高富土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年 5 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成21. 4. 8	理 事	増 田 優 治	石狩市八幡町高岡94番地 6	
同	同	同	竹 永 義 春	同 八幡町高岡番外地	
同	同	同	毛 利 勝 正	同 八幡町高岡55番地 1	
同	同	同	青 木 義 徳	同 八幡町五の沢	
同	同	同	松 本 睦 夫	同 八幡町高岡	
同	同	監 事	阿 部 貞 男	同 厚田区聚富93番地の 4	
同	同	同	松 本 明 人	同 八幡町高岡	
退 任	同 21. 4. 7	理 事	増 田 優 治	同 八幡町高岡94番地 6	
同	同	同	小笠原 進	同 厚田区聚富129番地124	
同	同	同	竹 永 義 春	同 八幡町高岡番外地	
同	同	同	毛 利 勝 正	同 八幡町高岡55番地 1	
同	同	同	青 木 義 徳	同 八幡町五の沢	
同	同	監 事	阿 部 貞 男	同 厚田区聚富93番地の 4	
同	同	同	松 本 明 人	同 八幡町高岡	

北海道告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成21年 4 月28日、帯広市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 5 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第361号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第

249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年 5 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 美唄市字美唄2296の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第362号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年 5 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 函館市元村町158の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を北竜町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成21年北海道告示第312号のとおりである。

平成21年 5 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

雨竜郡北竜町字三谷178所在の森林について所有権を有する 山 田 誠 喜